

(その1)

収 支 報 告 書

平成 24 年分
(平成 年 月 日開催分)

※該当箇所に すること

(ふりがな)

1 政治団体の名称 金子めぐみ後援会
かねこ こうえんかい

2 主たる事務所の所在地 〒950-1217 新潟県新潟市南区白根2809番地 星井アパート201

3 代表者の氏名 入澤 菊蔵

4 会計責任者の氏名 田中 文仁

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	党
<input type="checkbox"/> 政党の支部	支部
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	政治資金団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2	政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体	第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	その他の政治団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無

公職の種類	公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の届出をした者の氏名
住所	住所

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	政治資金規正法第19条の7第1項
<input type="checkbox"/> 第1号に係る国会議員関係政治団体	第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	政治資金規正法第19条の7第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号に係る国会議員関係政治団体	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	金子恵美
公職の種類	衆議院議員(現職)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで	平成 年 月 日まで

事務担当者の氏名
中山 セツ子

電話番号
025-372-2727



※ 団体コード

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・ A=B+C	1,000
（前年からの繰越額）・・ B=前年の収支報告書のEと一致	1,000
（本年の収入額）・・・・ C=様式（その2）～（その6）の合計と一致	0
支出総額・・・・・・・・・・ D=様式（その13）の合計と一致	0
翌年への繰越額・・・・・・・・ E=A-D	1,000

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	様式（その7）と一致する
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	様式（その7）と一致する
(ウ) 政治団体からの寄附	0	様式（その7）と一致する
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	様式（その8）と一致する
イ 政党匿名寄附	0	様式（その9）と一致する
合 計 (ア+イ)	0	

(注) 上記(2)寄附の欄に数字が入る場合には、必ず(その7)を添付してください。

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無についてチェックしてください。

(注) 有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 25年 5月 1日

政治団体の名称 金子めぐみ後援会 /

会計責任者の氏名 田中 文仁 /

代表者の氏名 (解散時のみ記入)



印

(注) 氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

平成 25年 5月 1日

金子めぐみ後援会
代表 入澤 菊蔵 殿

登録政治資金監査人 高橋 芳男
登録番号 第 4195 号
研修修了年月日 平成 24年7月11日

1. 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、金子めぐみ後援会の平成24年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。
- (4) この政治資金監査は、金子めぐみ後援会の主たる事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、金子めぐみ後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3. 業務制限

金子めぐみ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、金子めぐみ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他従業員との間においても、同様である。

以上